相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区日進町四番地四、最後の住所千葉県松戸市胡録台二一八番地一三　被相続人　亡　小阪　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

東京都新宿区四谷4―3フクヤビル五階四季の風総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原田　史緒

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区大橋一丁目一〇番、最後の住所東京都目黒区大橋一丁目一〇番一―二五〇五号　被相続人　亡　田崎　勝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

事務所東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市月見一丁目四番、最後の住所福井県福井市月見一丁目四番二号　被相続人　亡　小澤　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

事務所福井県福井市宝永四丁目一八番二一号

相続財産管理人　神田　芳明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区玉川二丁目一九番、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町大嵐八一三番地六　被相続人　亡　益田長之進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

山梨県都留市中央三―一―二五村松ビル一階

相続財産管理人　弁護士　中野　宏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡身延町西嶋一三八三番地、最後の住所山梨県南巨摩郡身延町西島一三八三番地　被相続人　亡　望月　栄幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　厚博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡久米町南方中一〇五二番地一、最後の住所愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字新田三八番地一三　被相続人　亡　藤本　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地　ジブラルタ生命岡崎ビル六階　山本健司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区長戸町三丁目三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　織田　文樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

事務所愛知県名古屋市中区丸の内二丁目八番一一号セブン丸の内ビル七B林秀明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区福稲下高松町五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上神千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六七烏丸二条ビル八階

相続財産管理人　弁護士　松村絵里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市山鹿一三九九番地、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉六反五丁目六番四―三一二号　被相続人　亡　内田　忠孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区林山町一番地の一、最後の住所神戸市東灘区住吉本町三丁目七番四一号神戸老人ホーム住吉苑　被相続人　亡　大塚　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　西川　精一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区落合二丁目四一番地六、最後の住所広島市安佐北区落合二丁目四一番一四号　被相続人　亡　香川　次枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

事務所広島市中区上八丁堀七番一〇号ＨＳビル三階

相続財産管理人　弁護士　田中　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　熊吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

高知市永国寺町二番二号ノアハウス三階三Ｂ

相続財産管理人　弁護士　藤宗　正志

第３期決算公告

平成26年8月29日

東京都港区六本木６丁目10番１号

グリーベンチャーズ株式会社

代表取締役社長　天野　雄介

貸借対照表の要旨

（平成26年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,534
	固定資産	117,083
	合計	248,617
負債及び純資産の部	流動負債	73,481
	株主資本	175,136
	資本金	100,000
	利益剰余金	75,136
	その他利益剰余金	75,136
	（うち当期純損失）	(41,694)
	合計	248,617